

兵庫県公報

令和3年1月5日 火曜日 第170号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	2
○ 保安林の指定の解除予定通知（豊かな森づくり課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	5
○ 重要調整池に係る検査の結果（阪神北県民局）	5
○ 同 上（中播磨県民センター）	5
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（情報企画課）	6
○ 同 上（薬務課）	6
○ 令和2年度兵庫県技能顕功賞表彰（能力開発課）	7
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	17
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	26
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示（県立香住高等学校）	27

告 示

兵庫県告示第1号の2

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった医療機関を救急病院と認定した。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名 称 神戸海星病院
所 在 地 神戸市灘区篠原北町3丁目11番15号

認定年月日 令和2年12月27日
 認定の有効期限 令和5年12月26日
 2 名称 医療法人社団 名谷病院
 所在地 神戸市垂水区名谷町字梨原2350番の2
 認定年月日 令和2年12月6日
 認定の有効期限 令和5年12月5日



兵庫県告示第2号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員^の就任の届出があった。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

相原土地改良区

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	下森啓司	洲本市五色町鮎原下512番地
同	高田和明	淡路市志筑3266番地1
同	奥和道	洲本市五色町鮎原神陽600番地136
同	木田一也	同 市五色町鮎原下663番地3
同	政処眞己	同 市五色町鮎原下496番地1
同	西尾一之	同 市五色町鮎原中邑48番地2
同	羽坂俊彦	同 市五色町鮎原中邑259番地1
監事	木田清文	同 市五色町鮎原下443番地
同	北山豊	同 市五色町鮎原中邑756番地2



兵庫県告示第3号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 解除予定保安林の所在場所
多可郡多可町加美区多田字宮前453の16
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
指定理由の消滅



兵庫県告示第4号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 作業種類
公共測量（三次元データ計測）
- 作業期間
令和2年12月15日から令和3年2月28日まで
- 作業地域
神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、相生市、赤穂市、養父市、南あわじ市、朝来市、淡

路市、宍粟市、たつの市、上郡町、香美町及び新温泉町の各一部

~~~~~  
**兵庫県告示第5号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和2年12月2日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域  
宍粟市波賀町引原地先から同市波賀町戸倉地先まで

~~~~~  
兵庫県告示第6号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間
令和2年12月7日から令和3年1月30日まで
- 3 作業地域
西宮市甲子園口四丁目地内

~~~~~  
**兵庫県告示第7号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加古川市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間  
令和2年12月23日から令和3年4月30日まで
- 3 作業地域  
加古川市全域

~~~~~  
兵庫県告示第8号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加東市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図修正（地図情報レベル2500）及び縮小編集（地図情報レベル10000））
- 2 作業期間
令和2年12月3日から令和3年3月25日まで
- 3 作業地域

加東市全域



兵庫県告示第9号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和元年12月6日から令和2年10月30日まで
- 3 作業地域
朝来市桑市地内



兵庫県告示第10号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和2年5月27日から同年8月31日まで
- 3 作業地域
宍粟市一宮町河原田地内



兵庫県告示第11号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年4月20日から同年11月30日まで
- 3 作業地域
宍粟市一宮町嶋田地内



兵庫県告示第12号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量、路線測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和2年4月20日から同年7月31日まで
- 3 作業地域

丹波篠山市本郷地内

兵庫県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年1月5日から供用を開始する。

その関係図面は、令和3年1月5日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 養父宍粟線	養父市大屋町須西字カミカケ217番8から 同市大屋町和田字安川石佛1番1まで	旧	6.0から 17.0まで	222.0	
		新	8.0から 23.0まで	217.0	

兵庫県告示第14号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項第3号の規定により、次のとおり処分した旨神戸県民センター長から報告があった。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 被処分者

商号又は名称 有限会社莉穂
 代表者氏名 兼山弘俊
 事務所所在地 神戸市東灘区深江本町三丁目8番14号
 免許番号 兵庫県知事(3)第11026号
 免許年月日 平成28年1月4日

2 処分の内容

免許の取消し

兵庫県告示第15号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和3年1月5日

阪神北県民局長 坂本哲也

1 重要調整池の所在地

三田市福島字道野上437番10外1筆

2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
三田市福島土地区画整理組合	三田市三輪2丁目1番1号	辻 正 明

兵庫県告示第16号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和3年1月5日

中播磨県民センター長 小橋 浩一

- 1 重要調整池の所在地
姫路市夢前町新庄字南西田115番11外
- 2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
パシフィコ・エナジー夢前合同会社	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー	赤津 忠祐

公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和3年1月5日

契約担当者

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量
県庁WAN運用管理委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県企画県民部科学情報局情報企画課システム管理室 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方等を決定した日
令和2年11月20日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所
西日本電信電話株式会社兵庫支店 神戸市中央区海岸通11番
- 5 随意契約に係る契約金額
613,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
令和2年10月9日
- 8 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和3年1月5日

契約担当者

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬（イナビル） 160,400人分
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県健康福祉部健康局薬務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年10月26日

- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
第一三共株式会社 東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
277,716,560円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。



令和2年度兵庫県技能顕功賞表彰

兵庫県技能顕功賞規則（昭和41年兵庫県規則第58号）第2条の規定により、令和2年11月10日に次の者を表彰した。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

職種及び氏名

金属材料製造の職業

製鋼工

国村宏行 加古川市

鋳物用鉄溶解工

関浩二 西宮市

自由鍛造工

三家本暁史 姫路市

手かじ（鍛造）工

五百藏満弘 三木市

刃物製造工

池町恵介 三木市

熱間圧延工

各務真二 姫路市

岡崎真二 姫路市

水田芳政 姫路市

冷間圧延工

山口真司 尼崎市

助田慶一 姫路市

圧延仕上工

松井政彦 加古川市

中間製品検査工

小椎尾公典 加古川市

金属材料原料工

井上太 加古川市

鋳物仕上工

西原正和 尼崎市

冶金・薄板試験工

長井互 姫路市

金属加工の職業

旋盤工

田中竜二 高砂市

吉岡裕史 たつの市

中ぐり盤工

長谷川正 姫路市

金属特殊加工機工

飯田孝義	神戸市垂水区
森位雅典	神戸市灘区
数値制御金属工作機械工	
飯田拓哉	大阪府八尾市
中久保和典	伊丹市
澤山順一	宝塚市
藤岡耕一	加古川市
森永進	神戸市西区
齊川公彦	加古川市
旋盤工・数値制御金属工作機械工	
中植秀秋	姫路市
板金工	
脇田康伸	高砂市
金属手仕上工	
白石智幸	高砂市
その他の金属加工等の職業	
製かん工	
北田功太	神戸市長田区
西川政裕	神戸市垂水区
花畑正明	明石市
けがき工	
渡部洋一	姫路市
アーク溶接工	
松岡操	神戸市北区
鈴池収	赤穂市
抵抗溶接工	
小暮誠之	伊丹市
電気めつき工	
長池誠一	伊丹市
一般機械器具組立等の職業	
保全工	
金村良一	姫路市
産業用機械組立工	
平井和之	明石市
土出慎治	三木市
機械修理工	
岩下聡	加古川市
山根雅之	神戸市西区
長田清	加古川市
鳥井秀昭	姫路市
電気機械器具組立等の職業	
発電機組立・調整工	
名村則行	神戸市兵庫区
電動機組立・調整工	
松本和也	大阪府豊中市
開閉制御機器組立工	
木本一正	尼崎市
常原泰紀	尼崎市
電気機械部品組立工	
井上直樹	加東市

配電・制御装置修理工	
岸田昌久	伊丹市
馬場富浩	加古川市
富永健治	小野市
電気機械部品組立・修理工	
山田聖司	摂津市
電動機応用製品組立工	
富木永敏	高砂市
電気通信機器組立工	
森崎真也	伊丹市
電気通信機器調整工	
赤峰丈児	伊丹市
レーザー応用加工機器組立・調整工	
前田雄司	川辺郡猪名川町
半導体チップ製造工	
松本康秀	神戸市長田区
福田浩史	伊丹市
発電機・電動機検査工	
佐藤守哉	姫路市
電気・計装設備及び計測機器保守検査工	
小西一徳	小野市
発電員	
山本幸治	西宮市
電気配線工事作業	
明石亨	姫路市
輸送用機械器具組立等の職業	
自動車部品組立工	
赤木紀之	たつの市
航空機部品組立工	
井口直樹	明石市
向井秀忠	神戸市須磨区
車両組立工	
阿賀秀行	姫路市
車両ぎ装工	
新栢義洋	神戸市中央区
村上裕正	加古川市
船舶ぎ装工	
木村成志	神戸市中央区
航空機検査工	
柳瀬拓美	明石市
衣服の職業	
和服仕立職	
池野セツ	神戸市灘区
建設、土木等の職業	
建築大工	
櫻井辰男	西脇市
山田正道	西脇市
久保田博文	豊岡市
その他の建設・建設機械運転等の職業	
かわらふき工	

吉 盛 幸 一	朝来市
左官	
北 菌 豊	神戸市須磨区
桑 路 幸一郎	神崎郡市川町
配管工	
出 井 雅 浩	西脇市
井 上 匡 明	姫路市
建築板金工	
福 盛 秀 義	姫路市
舗装機械運転工	
豊 谷 広 和	豊岡市
植木職・造園工等の職業	
造園工	
二階堂 正 夫	豊岡市
石 野 吉 信	神戸市北区
富 永 千 廣	加西市
高 木 一 造	尼崎市
前 川 忠 範	加古川市
窯業製品・化学製品製造等の職業	
陶磁器焼成工	
市 野 清 治	丹波篠山市
大 西 邦 彦	丹波篠山市
石彫工	
松 本 茂 樹	豊岡市
木製品・かわ製品製造等の職業	
機械木工	
生 友 讓	三木市
食料品製造等の職業	
製めん工	
塩 谷 美智男	たつの市
中 川 信 之	たつの市
洋生菓子製造工	
栗 原 栄 徳	加古郡稲美町
丹 埜 裕	神戸市須磨区
和生菓子製造工	
角 田 清 司	西脇市
杜氏	
池 成 均	美方郡新温泉町
森 本 文 雄	神戸市北区
生活衛生サービスの職業	
理容師	
河 田 茂 実	たつの市
美容師	
宗 廣 睦 子	加古川市
岸 本 嘉 美	西脇市
飲食物調理等の職業	
日本料理調理人	
清 水 孝 信	伊丹市
西洋料理調理人	
小 西 健三郎	神戸市須磨区

中華料理調理人	
石井敏満	神戸市東灘区
飲食物給仕人	
星山厚豪	姫路市
表具師、塗装工、畳工、写真工等の職業	
表具師	
瀧野博之	神戸市垂水区
高瀬輝久	西宮市
金属塗装工	
藤田朝之	三木市
中島哲朗	神戸市中央区
塗装仕上工	
石田佑介	西宮市
森雅之	西宮市
畳工	
吉田一也	美方郡新温泉町
近都博彦	小野市
室内装飾工	
田村慎一	加古川市
鋼製下地・ボード仕上工	
松井剛	明石市
広告美術工、製図工等の職業	
製図工	
高村啓介	美方郡香美町
構造物現図工	
浅井直也	神戸市北区
乗物現図工	
中嶋智	神戸市長田区
装身具等身の回り品製造の職業	
かばん・袋物製造工	
三宅秀明	豊岡市
漆・箔押し沈金工	
小田訓義	姫路市
貴金属細工加工工	
水谷光男	神戸市灘区
その他の職業	
振動音響実験工	
宮崎幸司	神戸市西区
実験計測工	
澤田祐一郎	高砂市
中村剛士	明石市
クリーニング工	
井上正和	加西市
ビルクリーニング工	
関本優	姫路市



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満

了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
一ノ谷町(1)Ⅱ-2 (101050241)	神戸市須磨区一ノ谷町2丁目(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和3年1月13日(水)から同月27日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課及び神戸市建設局防災課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和3年1月27日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年3月29日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三条北(3) (107000030)	芦屋市三条町 神戸市東灘区森北町(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
三条北(4) (107000031)	芦屋市三条町 神戸市東灘区森北町(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1及び別図2は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和3年1月13日(水)から同月27日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、芦屋市都市建設部防災安全課、神戸市建設局防災課、東部建設事務所及び東灘区役所総務課

4 意見書に関する事項

- (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
- (2) 提出先
兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課
〒662-0854 西宮市樫塚町2-28
- (3) 提出期限
令和3年1月27日（水）まで（当日消印有効）
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年3月26日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
奥池(4) (107000032)	芦屋市奥池町（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間
令和3年1月13日（水）から同月27日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課及び芦屋市都市建設部防災安全課
- 4 意見書に関する事項

- (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
- (2) 提出先
兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課
〒662-0854 西宮市樫塚町2-28
- (3) 提出期限
令和3年1月27日（水）まで（当日消印有効）
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年3月26日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
井原Ⅰ-2 (124050143)	丹波市山南町井原（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
下滝(5)Ⅰ (124050144)	丹波市山南町下滝（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
野坂(4)Ⅰ (124050145)	丹波市山南町野坂（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
篠場(2)Ⅱ (124050146)	丹波市山南町篠場（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
小野尻(4)Ⅱ (124050147)	丹波市山南町小野尻（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
若林Ⅲ (124050148)	丹波市山南町若林（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥Ⅲ (124050149)	丹波市山南町奥（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図7までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和3年1月13日（水）から同月27日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課及び丹波市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

(3) 提出期限

令和3年1月27日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年3月29日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成25年兵庫県告示第540号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

一ノ谷町(1)Ⅱ（101050209）の項中別図78を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 改正の案の閲覧期間
令和3年1月13日（水）から同月27日（水）まで
- 3 改正の案の閲覧場所
兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課及び神戸市建設局防災課
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5
 - (3) 提出期限
令和3年1月27日（水）まで（当日消印有効）
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年3月29日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

#### 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第719号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 改正しようとする区域の案  
和田(4)I(124050006)の項中別図6、野坂I(124050018)の項中別図18、井原I(124050022)の項中別図22、下滝(2)I(124050031)の項中別図31、上滝(5)I(124050040)の項中別図40、岡本II(124050072)の項中別図72、太田II(124050079)の項中別図79、下滝(1)II(124050081)の項中別図81、阿草(4)II(124050091)の項中別図91、生合谷川I(224050068)の項中別図210を次の図面のとおり改める。  
（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）
- 2 改正の案の閲覧期間  
令和3年1月13日（水）から同月27日（水）まで
- 3 改正の案の閲覧場所  
兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課及び丹波市役所
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課  
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688
  - (3) 提出期限  
令和3年1月27日（水）まで（当日消印有効）
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年3月29日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満

了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
一ノ谷町(1)Ⅱ (101050209)	神戸市須磨区一ノ谷町2丁目(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
一ノ谷町(1)Ⅱ-2 (101050241)	神戸市須磨区一ノ谷町2丁目(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1及び別図2は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和3年1月13日(水)から同月27日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課及び神戸市建設局防災課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和3年1月27日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年3月29日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
三条北(4) (107000031)	芦屋市三条町 神戸市東灘区森北町(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

(別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和3年1月13日(水)から同月27日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、芦屋市都市建設部防災安全課、神戸市建設局防災課、東部建設事務所及び東灘区役所総務課

4 意見書に関する事項

- (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
- (2) 提出先
兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課
〒662-0854 西宮市榑塚町2-28
- (3) 提出期限
令和3年1月27日(水)まで(当日消印有効)
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年3月26日(金)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
奥池(4) (107000032)	芦屋市奥池町(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

(別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和3年1月13日(水)から同月27日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課及び芦屋市都市建設部防災安全課

4 意見書に関する事項

- (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
- (2) 提出先
兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課
〒662-0854 西宮市榑塚町2-28
- (3) 提出期限
令和3年1月27日(水)まで(当日消印有効)
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年3月26日(金)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害

特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
山本 I (124050002)	丹波市山南町山本（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
応地 I (124050003)	丹波市山南町応地（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
和田(1) I (124050004)	丹波市山南町和田（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
和田(3) I (124050005)	丹波市山南町和田（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
和田(4) I (124050006)	丹波市山南町和田（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
和田(2) I (124050007)	丹波市山南町和田（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
北和田(3) I (124050008)	丹波市山南町北和田（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
北和田(2) I (124050009)	丹波市山南町北和田（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
北和田(1) I (124050010)	丹波市山南町北和田（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
小新屋(1) I (124050011)	丹波市山南町小新屋（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
梶 I (124050012)	丹波市山南町梶（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
小新屋(2) I (124050013)	丹波市山南町小新屋（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
岩屋(1) I (124050014)	丹波市山南町岩屋（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
岩屋(2) I (124050015)	丹波市山南町岩屋（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
岩屋(3) I (124050016)	丹波市山南町岩屋（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
岩屋(4) I (124050017)	丹波市山南町岩屋（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり

野坂 I (124050018)	丹波市山南町野坂 (別図17 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
野坂(3) I (124050020)	丹波市山南町野坂 (別図18 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
井原 I (124050022)	丹波市山南町井原 (別図19 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
松ヶ端 I (124050023)	丹波市山南町玉巻 (別図20 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
池谷(2) I (124050024)	丹波市山南町池谷 (別図21 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
池谷 I (124050025)	丹波市山南町池谷 (別図22 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
北太田(1) I (124050026)	丹波市山南町北太田 (別図 23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
畑内 I (124050027)	丹波市山南町畑内 (別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
畑内(2) I (124050028)	丹波市山南町畑内 (別図25 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
太田 I (124050029)	丹波市山南町太田 (別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
篠場 I (124050030)	丹波市山南町篠場 (別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
下滝(2) I (124050031)	丹波市山南町下滝 (別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
下滝(3) I (124050032)	丹波市山南町下滝 (別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
下滝 I (124050033)	丹波市山南町下滝 (別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
下滝(4) I (124050034)	丹波市山南町下滝 (別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
青田 I (124050035)	丹波市山南町青田 (別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
上滝(1) I (124050036)	丹波市山南町上滝 (別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
上滝(3) I (124050038)	丹波市山南町上滝 (別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
上滝(4) I (124050039)	丹波市山南町上滝 (別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
上滝(5) I (124050040)	丹波市山南町下滝 (別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり

上滝(6) I (124050041)	丹波市山南町上滝(別図37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
阿草(2) I (124050042)	丹波市山南町阿草(別図38 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
阿草(1) I (124050043)	丹波市山南町阿草(別図39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
阿草(3) I (124050044)	丹波市山南町阿草(別図40 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
谷川山田 I (124050045)	丹波市山南町谷川(別図41 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
西谷(1) II (124050046)	丹波市山南町西谷(別図42 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
西谷(2) II (124050047)	丹波市山南町西谷(別図43 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
西谷(3) II (124050048)	丹波市山南町西谷(別図44 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
山本 II (124050049)	丹波市山南町小畑(別図45 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
小畑(1) II (124050050)	丹波市山南町小畑(別図46 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
小畑(2) II (124050051)	丹波市山南町小畑(別図47 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
富田 II (124050052)	丹波市山南町小野尻(別図 48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
坂尻 II (124050054)	丹波市山南町坂尻(別図49 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
和田(1) II (124050055)	丹波市山南町和田(別図50 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
和田(2) II (124050056)	丹波市山南町和田(別図51 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
小野尻(1) II (124050057)	丹波市山南町小野尻(別図 52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
小野尻(2) II (124050058)	丹波市山南町小野尻(別図 53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
小新屋 II (124050060)	丹波市山南町小新屋(別図 54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
梶 II (124050061)	丹波市山南町梶(別図55の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
草部(1) II (124050062)	丹波市山南町草部(別図56 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり

草部(2)Ⅱ (124050063)	丹波市山南町草部(別図57 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
岩屋(1)Ⅱ (124050064)	丹波市山南町岩屋(別図58 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
岩屋(3)Ⅱ (124050066)	丹波市山南町岩屋(別図59 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
岩屋(4)Ⅱ (124050067)	丹波市山南町岩屋(別図60 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
山崎(1)Ⅱ (124050068)	丹波市山南町山崎(別図61 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
玉巻Ⅱ (124050071)	丹波市山南町玉巻(別図62 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
岡本Ⅱ (124050072)	丹波市山南町岡本(別図63 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
北太田(1)Ⅱ (124050073)	丹波市山南町北太田(別図 64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
北太田(2)Ⅱ (124050074)	丹波市山南町北太田(別図 65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
北太田(4)Ⅱ (124050076)	丹波市山南町北太田(別図 66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
北太田(5)Ⅱ (124050077)	丹波市山南町北太田(別図 67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
北太田(6)Ⅱ (124050078)	丹波市山南町北太田(別図 68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
太田Ⅱ (124050079)	丹波市山南町太田(別図69 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
篠場Ⅱ (124050080)	丹波市山南町篠場(別図70 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
下滝(1)Ⅱ (124050081)	丹波市山南町下滝(別図71 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
下滝(2)Ⅱ (124050082)	丹波市山南町下滝(別図72 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
上滝(1)Ⅱ (124050083)	丹波市山南町上滝(別図73 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
上滝(2)Ⅱ (124050084)	丹波市山南町上滝(別図74 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
上滝(3)Ⅱ (124050085)	丹波市山南町上滝(別図75 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
上滝(4)Ⅱ (124050086)	丹波市山南町上滝(別図76 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり

上滝(5)Ⅱ (124050087)	丹波市山南町上滝(別図77 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
阿草(1)Ⅱ (124050088)	丹波市山南町阿草(別図78 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
阿草(2)Ⅱ (124050089)	丹波市山南町阿草(別図79 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
阿草(3)Ⅱ (124050090)	丹波市山南町阿草(別図80 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
阿草(4)Ⅱ (124050091)	丹波市山南町阿草(別図81 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
阿草(5)Ⅱ (124050092)	丹波市山南町阿草(別図82 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
阿草(6)Ⅱ (124050093)	丹波市山南町阿草(別図83 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
阿草(7)Ⅱ (124050094)	丹波市山南町阿草(別図84 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
谷川山田(1)Ⅱ (124050095)	丹波市山南町谷川(別図85 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
谷川山田(2)Ⅱ (124050096)	丹波市山南町谷川(別図86 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
谷川山田(3)Ⅱ (124050097)	丹波市山南町谷川(別図87 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
笛路(1)Ⅱ (124050098)	丹波市山南町谷川(別図88 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
笛路(2)Ⅱ (124050099)	丹波市山南町谷川(別図89 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
谷川山田(4)Ⅱ (124050100)	丹波市山南町谷川(別図90 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
谷川山田(5)Ⅱ (124050101)	丹波市山南町谷川(別図91 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
谷川山田(6)Ⅱ (124050102)	丹波市山南町谷川(別図92 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
谷川山田(7)Ⅱ (124050103)	丹波市山南町谷川(別図93 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
谷川山田(3)Ⅲ (124050104)	丹波市山南町谷川(別図94 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
谷川山田(9)Ⅱ (124050105)	丹波市山南町谷川(別図95 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
谷川山田(10)Ⅱ (124050106)	丹波市山南町谷川(別図96 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり

西谷(1)Ⅲ (124050107)	丹波市山南町西谷(別図97 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
西谷(2)Ⅲ (124050108)	丹波市山南町西谷(別図98 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり
小畑Ⅲ (124050109)	丹波市山南町小畑(別図99 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
五ヶ野(1)Ⅲ (124050110)	丹波市山南町五ヶ野(別図 100のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
五ヶ野(2)Ⅲ (124050111)	丹波市山南町五ヶ野(別図 101のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
北和田Ⅲ (124050112)	丹波市山南町北和田(別図 102のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
小野尻(1)Ⅲ (124050113)	丹波市山南町小野尻(別図 103のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり
小野尻(2)Ⅲ (124050114)	丹波市山南町小野尻(別図 104のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
梶Ⅲ (124050115)	丹波市山南町梶(別図105の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図105のとおり
草部Ⅲ (124050116)	丹波市山南町草部(別図106 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図106のとおり
岩屋(1)Ⅲ (124050117)	丹波市山南町岩屋(別図107 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図107のとおり
岩屋(2)Ⅲ (124050118)	丹波市山南町岩屋(別図108 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図108のとおり
岩屋(3)Ⅲ (124050119)	丹波市山南町岩屋(別図109 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図109のとおり
岩屋(4)Ⅲ (124050120)	丹波市山南町岩屋(別図110 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図110のとおり
奥野々Ⅲ (124050121)	丹波市山南町奥野々(別図 111のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図111のとおり
岡本Ⅲ (124050122)	丹波市山南町岡本(別図112 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図112のとおり
北太田(1)Ⅲ (124050123)	丹波市山南町北太田(別図 113のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図113のとおり
北太田(2)Ⅲ (124050124)	丹波市山南町北太田(別図 114のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図114のとおり
北太田(3)Ⅲ (124050125)	丹波市山南町北太田(別図 115のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図115のとおり
篠場(1)Ⅲ (124050126)	丹波市山南町篠場(別図116 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図116のとおり

篠場(2)Ⅲ (124050127)	丹波市山南町篠場(別図117 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図117のとおり
下滝Ⅲ (124050128)	丹波市山南町下滝(別図118 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図118のとおり
青田Ⅲ (124050129)	丹波市山南町青田(別図119 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図119のとおり
上滝(1)Ⅲ (124050130)	丹波市山南町上滝(別図120 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図120のとおり
上滝(3)Ⅲ (124050132)	丹波市山南町上滝(別図121 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図121のとおり
上滝(4)Ⅲ (124050133)	丹波市山南町上滝(別図122 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図122のとおり
上滝(5)Ⅲ (124050134)	丹波市山南町上滝(別図123 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図123のとおり
阿草(1)Ⅲ (124050135)	丹波市山南町阿草(別図124 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図124のとおり
阿草(2)Ⅲ (124050136)	丹波市山南町阿草(別図125 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図125のとおり
阿草(3)Ⅲ (124050137)	丹波市山南町阿草(別図126 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図126のとおり
阿草(4)Ⅲ (124050138)	丹波市山南町阿草(別図127 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図127のとおり
阿草(5)Ⅲ (124050139)	丹波市山南町阿草(別図128 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図128のとおり
谷川山田(1)Ⅲ (124050140)	丹波市山南町谷川(別図129 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図129のとおり
笛路Ⅲ (124050141)	丹波市山南町谷川(別図130 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図130のとおり
谷川山田(2)Ⅲ (124050142)	丹波市山南町谷川(別図131 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図131のとおり
下滝(5)Ⅰ (124050144)	丹波市山南町下滝(別図132 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図132のとおり
野坂(4)Ⅰ (124050145)	丹波市山南町野坂(別図133 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図133のとおり
篠場(2)Ⅱ (124050146)	丹波市山南町篠場(別図134 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図134のとおり
小野尻(4)Ⅱ (124050147)	丹波市山南町小野尻(別図 135のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図135のとおり
若林Ⅲ (124050148)	丹波市山南町若林(別図136 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図136のとおり

奥Ⅲ (124050149)	丹波市山南町奥(別図137のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図137のとおり
小野尻大谷川Ⅰ (224050015)	丹波市山南町小野尻(別図138のとおり)	土石流	別図138のとおり
三組尾川Ⅰ (224050017)	丹波市山南町小野尻(別図139のとおり)	土石流	別図139のとおり
西山川Ⅰ (224050018)	丹波市山南町小新屋(別図140のとおり)	土石流	別図140のとおり
観音寺川Ⅰ (224050019)	丹波市山南町小新屋(別図141のとおり)	土石流	別図141のとおり
石坂川Ⅰ (224050024)	丹波市山南町上滝(別図142のとおり)	土石流	別図142のとおり
篠西川Ⅰ (224050031)	丹波市山南町篠場(別図143のとおり)	土石流	別図143のとおり
ウチガネ川Ⅰ (224050032)	丹波市山南町篠場(別図144のとおり)	土石流	別図144のとおり
マタニ川Ⅰ (224050034)	丹波市山南町北太田(別図145のとおり)	土石流	別図145のとおり
北太田谷川Ⅰ (224050035)	丹波市山南町北太田(別図146のとおり)	土石流	別図146のとおり
奥野々1谷Ⅰ (224050039)	丹波市山南町奥野々(別図147のとおり)	土石流	別図147のとおり
柏原谷川Ⅰ (224050041)	丹波市山南町玉巻(別図148のとおり)	土石流	別図148のとおり
村森谷Ⅰ (224050046)	丹波市山南町村森(別図149のとおり)	土石流	別図149のとおり
西大谷川Ⅰ (224050055)	丹波市山南町野坂(別図150のとおり)	土石流	別図150のとおり
西阿草川Ⅰ (224050058)	丹波市山南町阿草(別図151のとおり)	土石流	別図151のとおり
垣内川Ⅰ (224050066)	丹波市山南町谷川(別図152のとおり)	土石流	別図152のとおり
奥山谷川Ⅰ (224050067)	丹波市山南町谷川(別図153のとおり)	土石流	別図153のとおり
生合谷川Ⅰ (224050068)	丹波市山南町谷川(別図154のとおり)	土石流	別図154のとおり
笛路川Ⅰ (224050069)	丹波市山南町谷川(別図155のとおり)	土石流	別図155のとおり
野田川Ⅰ (224050070)	丹波市山南町谷川(別図156のとおり)	土石流	別図156のとおり

山田川Ⅱ (224050071)	丹波市山南町応地(別図157のとおり)	土石流	別図157のとおり
南谷Ⅱ (224050075)	丹波市山南町山本(別図158のとおり)	土石流	別図158のとおり
坂尻川(1)Ⅱ (224050076)	丹波市山南町坂尻(別図159のとおり)	土石流	別図159のとおり
坂尻川(2)Ⅱ (224050078)	丹波市山南町山本(別図160のとおり)	土石流	別図160のとおり
大谷川Ⅱ (224050080)	丹波市山南町西谷(別図161のとおり)	土石流	別図161のとおり
小野尻川(2)Ⅱ (224050082)	丹波市山南町小野尻(別図162のとおり)	土石流	別図162のとおり
小新屋川Ⅱ (224050083)	丹波市山南町小新屋(別図163のとおり)	土石流	別図163のとおり
ヒワガ谷Ⅱ (224050110)	丹波市山南町大谷(別図164のとおり)	土石流	別図164のとおり
イボ谷Ⅱ (224050111)	丹波市山南町谷川(別図165のとおり)	土石流	別図165のとおり
弓貫川Ⅱ (224050117)	丹波市山南町谷川(別図166のとおり)	土石流	別図166のとおり

(別図1から別図166までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和3年1月13日(水)から同月27日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課及び丹波市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課

〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

(3) 提出期限

令和3年1月27日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年3月29日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市荒井町御旅二丁目8番7、8番14の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市荒井町御旅二丁目9番9号
清瀬 吉子
- 3 許可年月日及び許可番号
令和2年11月17日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-21-2号（2高砂）

教育委員会公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和3年1月5日

契約担当者

兵庫県立香住高等学校長 榮 羽 勝

- 1 落札に係る業務件名及び数量
実習船「但州丸」一般整備工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
兵庫県立香住高等学校 美方郡香美町香住区矢田40-1
- 3 落札者を決定した日
令和2年12月16日
- 4 落札者の名称及び住所
新潟造船株式会社 新潟市中央区入船町四丁目3776番地
- 5 落札金額
39,270,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和2年11月6日